

マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ） 新旧対照表

改 訂 後	現 行
<p>(略)</p> <p>Ⅱ－２（３）（ii）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD） 【対応が求められる事項】⑨</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）（Q1～Q6）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること</p> <p>【Q1】 「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、具体的にどのような措置をいうのでしょうか。</p> <p>【A】 本ガイドラインにおける「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした顧客について、DM等を送付して顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置のことをいいます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅱ－２（３）（ii）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD） 【対応が求められる事項】⑨</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）（Q1～4）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること</p> <p>【Q1】 「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、具体的にどのような措置をいうのでしょうか。</p> <p>【A】 本ガイドラインにおける「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした場合に、DM等を顧客に送付して顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置のことをいいます。</p> <p>(略)</p>

(削除)

【Q3】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象を整理するに当た
っての留意点を教えて下さい。

【Q3】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象については、どの
ような場合が想定されているのでしょうか。

【A】

なりすましや不正利用等のリスクが低いことが過去のデータを踏ま
え合理的に説明できる顧客や口座を想定しています。最終的には、各金
融機関等で自らの業務のリスク実態に基づき判断して設定する必要が
ありますが、一般的には、日々の生活に不可欠な口座（給与振込口座、
住宅ローンの返済口座、公共料金等の振替口座その他営業に供していな
い口座）等が該当すると考えられ、1年以上不稼働の口座についても、
稼働を始める前については、該当すると考えられます。また、国や地方
公共団体、又は国や地方公共団体が主体的に管理する公共性を有する団
体（法律上の根拠に基づき設立・資金の運用が実施されている団体等）
についても、SDDの対象顧客とする可能性もあります。

なお、当初 SDD 対象とした顧客についても、特定取引等に当たり顧客
との接点があった場合や、不芳情報を入手した場合、今までの取引履歴
に比して不自然な取引が行われた場合等には、顧客リスク評価を見直す
必要があるか検討した上で、必要に応じて積極的な対応に基づく顧客情
報の更新を実施し、顧客リスク評価の見直しを行うことが必要になるも
のと考えます。

【Q4】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を実施しようとした場合、金
融機関等として具体的にどのような点に留意しつつ、対応を検討すべき
か教えてください。

【A】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象は、一般的に、なりすましや不正利用等のリスクが低いことが考えられる顧客や口座を想定しています。

その上で、以下の点に留意することが必要と考えており、当庁としては、以下の①から⑥及び（注1）から（注3）に即している限り、SDDの対象とすることが可能と考えます。

- ① 法人及び営業性個人の口座は対象外であること（注1）
- ② 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対するマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中から SDD 対象顧客を選定すること
- ③ 定期・随時に有効性が検証されている取引モニタリングを活用して、SDD 対象口座の動きが把握され、不正取引等が的確に検知されていること
- ④ SDD 対象顧客については、本人確認済みであること（注2）
- ⑤ SDD 対象顧客は、直近1年間において、捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届出及び口座凍結依頼を受けた実績がないこと
- ⑥ SDD 対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要な顧客管理措置を講ずること（注3）

【A】

リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）について、「FATF 議長声明：新型コロナウイルス（COVID-19）及びそれに伴う不正な資金の流れへの対応策」（2020年4月1日）において、FATF 基準は簡素な顧客管理措置を適用することを許容していることを前提に、その適切な活用を模索することを推奨しており、各金融機関等においても、当該議長声明を勘案しつつ、マネロン・テロ資金供与リスク管理の実効性を確保及び効率化するため、以下の点に留意して対応する必要があると考えます。

- ① 法人及び営業性個人の口座は対象外であること（注1）
- ② 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対するマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中から SDD 対象顧客を選定すること
- ③ 定期・随時に有効性が検証されている取引モニタリングを活用して、SDD 対象口座の動きが把握され、不正取引等が的確に検知されていること
- ④ SDD 対象顧客については、本人確認済みであること（注2）
- ⑤ SDD 対象顧客は、直近1年間において、捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届出審査対象及び凍結口座依頼を受けた実績がないこと
- ⑥ SDD 対象顧客についても、原則としては、情報更新が必要であるため、特定取引等に当たり、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要な顧客管理措置を講ずること（注3）

(注1) 法人や営業性個人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に多いことが一般的であり、法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にあるものと考えられるため、SDD 対象とすることは相当ではないと考えます。

(注2) ④の「本人確認済み」とは、基本的には、2016年10月の改正犯収法施行以降に同法に基づく取引時確認を実施したことを意味しています。

また、1990年10月1日以降に取引を開始した顧客についても、当時の規制等に沿った手続が確認できれば、「本人確認済み」と整理することは可能であると考えます。

一方で、1990年10月1日より前に取引を開始した顧客については、公的又は他の信頼できる証明書類等に基づき、氏名、住所及び生年月日

上記①～⑥を満たしている顧客については、当庁として、一般的にリスクが低く、積極的な情報収集を行う必要性が低いと想定される類型を示したものです。

他方、当庁の考える上記以外のタイプの顧客についても情報更新を留保する場合には、金融機関等において当該タイプの顧客のリスクが低リスク顧客の中でもより低いという合理的な根拠が必要になると考えます。したがって、このような場合には、金融機関等において、詳細かつ緻密なリスク分析に基づく具体的な根拠を備えた上、当該分析が有効性を保っていることを常に検証する態勢が整備されている必要があると考えます。

(注1) ①の「法人」口座のうち、上場企業等、法律上の根拠に基づく信頼性のある情報が定期的に公表されている場合（有価証券報告書等）には、顧客情報を更新する必要はありますが、積極的な対応を留保した上で、当該情報を基に顧客リスク評価を実施し、当該リスク評価に応じたリスク低減措置を実施することも考えられます。

(注2) ④の「本人確認済み」とは、基本的には、2016年10月の改正犯収法施行以降に同法に基づく取引時確認を実施したことを意味していますが、2003年1月の金融機関等本人確認法施行以降に取引を開始した顧客であれば、当該顧客の取引内容や取引履歴等を勘案し、SDD 対象顧客と判断することも可能と考えられます。一方で、本人確認法施行以前に取引を開始した顧客であって、現在に至るまで本人確認が一度も実施されていない顧客については、本人特定事項を公的書類で証明されていない以上、SDD 対象顧客とはならないものと考えます。なお、各金融機関等において、現在の顧客属性情報や取引情報を勘案して、合理的に

を確認した証跡が存在しない限り、「本人確認済み」と整理することはできないものと考えます。

(注3) ⑥については、SDD 対象顧客に対して顧客リスク評価の見直しを実施した場合に、再度 SDD 先と整理することを妨げるものではありません。

【Q4】

具体的には、どのような顧客について、「リスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)」とする余地があるのでしょうか。

【A】

当庁としては、【Q3】の【A】記載の①から⑥の留意点及び(注1)から(注3)に即している限り、SDD 対象とすることが可能であると考えます。

多くの場合は、経常的に同様の取引を行う口座であって保有している顧客情報と当該取引が整合するもの(給与振込口座、住宅ローンの返済口座、公共料金等の振替口座その他営業に供していない口座)等については、【Q3】記載の①から⑥の留意点及び(注1)から(注3)に即していると考えられますが、いずれにしても、個々の顧客について【Q3】記載の①から⑥の留意点及び(注1)から(注3)に即しているか検証した上で、SDD 対象の顧客を判断することが必要になるものと考えます。

【Q5】

リスク評価を行った上で、SDD 対象顧客とすることについて一律に禁止するものではありませんが、本人確認未済先については、SDD 先に該当しないものと考えます。

(注3) ⑥については、SDD 対象顧客に対して取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合において、再度、顧客リスク評価を実施する必要がありますが、その場合に、再度、SDD 先と評価することを妨げるものではないことも留意してください。

(新設)

(新設)

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を実施することとした場合、
どのような管理を実施することになるのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」と
は、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定
の条件を満たした顧客について、DM 等を送付して顧客情報を更新するな
どの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・
テロ資金供与リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措
置のことをいいます。

SDD 対象とした顧客であっても、特定取引等に当たって顧客との接点
があった場合、不芳情報を入手した場合、今までの取引履歴に照らして
不自然な取引が行われた場合等には、必要に応じて積極的な対応による
顧客情報の更新を実施し、顧客リスク評価の見直しを行うことが必要に
なるものと考えます。

特に、公的書類等の証跡が不足している SDD 対象顧客が来店した場合
等、本来更新すべき情報を最新化する機会があれば、当該機会を活用し、
必要な情報更新を実施する態勢を構築することが必要であるものと考え
ます。

【Q6】

上場企業等や、国・地方公共団体等については、SDD の対象にはなり得
ないのでしょうか。これらの顧客を SDD 対象としない場合、どのように
顧客管理することが考えられますか。

【A】

(新設)

上場企業等や国・地方公共団体等は基本的には SDD 対象とはなりません。

上場企業等、法律上の根拠に基づく信頼性のある情報が定期的に公表されている場合（有価証券報告書等）には、当該情報を基に顧客リスク評価を実施し、当該リスク評価に応じたリスク低減措置を実施することも考えられます。

また、国・地方公共団体及びその関連団体（法律上の根拠に基づき設立・資金の運用が実施されている団体等）については、定期的な情報更新までは不要と考えますが、犯収法第 11 条柱書に則った対応をする必要はあるものと考えます。

Ⅱ－２（３）（ii）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）
【対応が求められる事項】⑩

後記「（v）疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること（Q1）（Q2）（Q3）（Q4）

ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること（Q5）

ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること（Q6）

Ⅱ－２（３）（ii）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）
【対応が求められる事項】⑩

後記「（v）疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること（Q1）（Q2）

ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること（Q3）

ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること（Q4）

ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認 (Q7) (Q8) (Q9) に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること (Q10)

ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し (Q11)、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること (Q12)

特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映 (Q13) すること

【Q1】

継続的な顧客管理を導入する際、これまで管理を行っていない既存顧客等はどのように取り扱えばよいでしょうか。

【A】

継続的な顧客管理の実施には、前提として、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づく暫定的な顧客リスク評価を行った上、最新の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に顧客情報を更新する必要があります。

【Q2】

継続的な顧客管理を実施する際の「調査」する情報について、具体的な内容を教えてください。例えば、本人特定事項や取引目的、職業、事業内容等の再確認がこれに該当するとの理解でよいでしょうか。

ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認 (Q5) (Q6) (Q7) に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること (Q8)

ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し (Q9)、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること (Q10)

特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映 (Q11) すること

【Q1】

継続的な顧客管理を導入する際、これまで管理を行っていない既存顧客等はどのように取り扱えばよいでしょうか。

【A】

継続的な顧客管理の実施には、前提として、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に顧客情報を更新する必要があります。

【Q2】

継続的な顧客管理を実施する際の「調査」について、具体的な内容を教えてください。例えば、本人特定事項や取引目的、職業、事業内容等の再確認がこれに該当するとの理解でよいでしょうか。

【A】

まず、「調査」の目的は、調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずることにあります。そのため、個別の顧客について、保有している全ての情報を一律に更新することは、必ずしも必要ではなく、同顧客について、リスク管理上必要な情報を調査することが必要となります。

調査すべき情報としては、ご指摘の例のほか、顧客のリスクに応じて、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等が含まれ得るものと考えます。また、申告されている属性から判断した資産・収入に比べて、入出金金額が不自然に高額な場合には、疑わしい取引の届出の対象として検証する仕組みの構築が求められます。

いずれにせよ、いかなる項目を調査対象とするかについては、対象となる顧客の顧客リスク評価や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、顧客リスク評価に必要な情報を収集するために必要な調査を実施することが求められています。

なお、継続的顧客管理における顧客情報の更新については、顧客に対してより一層丁寧な説明を行うことが必要になるものと考えます。

【Q3】

継続的な顧客管理を実施する際の「調査」について、どのような手法が考えられますか。

【A】

「調査」の目的は、調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずることにあります。

【A】

ご指摘の例のほか、顧客のリスクに応じて、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等が含まれ得るものと考えます。特に、申告されている属性から判断した資産・収入に比べて、入出金金額が不自然に高額な場合には、疑わしい取引の届出の対象として検証する仕組みの構築が求められます。

いずれにせよ、いかなる項目を調査対象とするかについては、対象となる顧客の顧客リスク評価や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、顧客リスク評価に必要な情報を収集するために必要な調査を実施することが求められています。

なお、継続的顧客管理における顧客情報の更新については、顧客に対してより一層丁寧な説明を行うことが必要になるものと考えます。

(新設)

例えば、郵送物を送付し、顧客から回答を得る方法が一般的ではありませんが、そのほか、支店等における対面での対応や、アプリを利用する方法等、リスクに応じた対応が考えられます。

いずれにせよ、金融機関等において、リスクに応じて、調査の目的を達成できる手段を検討・実施することが必要となります。

【Q4】

「調査の対象」については、どのように考えればよいのでしょうか。

【A】

基本的には、全ての顧客が継続的顧客管理の対象となり、「調査の対象」となるものと考えます。

但し、1年以上不稼働の口座等長期不稼働口座や、取引開始後に取引不可先と整理された顧客等については、そのほかの顧客とは異なる管理が必要となるものの、定期的な情報更新は不要となるものと考えます。

【Q5】～【Q13】

(略)

(新設)

【Q3】～【Q11】

(略)